

令和元年5月31日

○規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市道路占用等規則の一部を改正する規則

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第2号

小田原市契約規則の一部を改正する規則

小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第1号を除く」を「第2号に限る」に改める。

第9条第2号中「第5条第1項各号に掲げる要件を満たすもので過去2年間」を「過去5年間」に改める。

第21条中「第1号を除く」を「第2号に限る」に改める。

第26条第2号を次のように改める。

(2) 第22条各号に掲げる契約の種類に応じ、予定価格の額が、当該各号に定める額を超えない随意契約を締結するとき。

第29条第3号中「第5条第1項各号に掲げる要件を満たす者で、過去2年間」を「過去5年間」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 災害復旧等において、緊急の必要により随意契約を締結するとき。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第3号

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則（平成7年小田原市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中

「	卓上IH調理器	1回	1台	200	
	テレビ・ビデオテープレコーダー・DVDプレイヤーセット	1回	1式	500	を
					」
「	卓上IH調理器	1回	1台	200	」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市道路占用等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第4号

小田原市道路占用等規則の一部を改正する規則

小田原市道路占用等規則（昭和40年小田原市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「道路占用、掘削許可申請書」を「道路占用許可申請・協議書」に、「3通」を「2通」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項第1号から第8号までを次のように改める。

- (1) 誓約書
- (2) 位置図
- (3) 境界確定図
- (4) 公図の写し
- (5) 占用工作物等の平面図、横断図及び縦断図
- (6) 実測求積図
- (7) 工程表
- (8) 占用位置付近の写真

第4条第2項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 当該占用に利害関係があると認められる者の同意書

第4条の2第1項中「又は電線共同溝法第12条第1項の規定による変更の許可の申請」を削り、「電線共同溝占用（変更）許可申請書（様式第2号の2）」を「電線共同溝占用許可申請書（様式第3号）2通」に改める。

第5条第1項中「道路占用、掘削許可書（様式第3号）及び道路占用許可済証（様式第4号）」を「道路占用許可書（様式第4号）」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第6条第1項中「道路占用、掘削変更許可申請書（様式第5号）」を「道路占用許可

申請・協議書又は電線共同溝占用許可申請書2通」に改める。

第7条の見出しを「(工事等完了届)」に改め、同条中「ときは、」の次に「当該工事又は原状回復を完了した日の翌日から起算して10日以内に」を加え、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8条中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第9条の見出しを「(占用の更新)」に改め、同条第1項中「前許可書の写しを添えて」を削り、「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第22条第1項中「により」を「による」に、「様式第9号)3通」を「様式第8号)2通」に、「添付して」を「添えて」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「第6条第1項中「道路占用、掘削変更許可申請書」を「同項中「道路占用許可申請・協議書及び電線共同溝占用許可申請書」に、「自費工事等変更承認申請書」を「道路自費工事等変更承認申請書(様式第10号)」に、「工事完了届」を「工事等完了届(様式第5号)」に、「自費工事等完了届」を「道路自費工事等完了届(様式第11号)」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条、第6条関係）

新 規	変 更	番 年	号 月	日
--------	--------	--------	--------	---

道路占用 許可申請 書
協 議

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
担当者
電 話

㊦

次のとおり 許可を申請 します。
協 議

占用の目的						
占用の場所	路線名				車道 ・ 歩道 ・ その他	
	場 所				路面種別	
占用物件	名称 (占用物件)	規模		数量 (占用面積・占用延長等)		
		長さ	幅(径)			
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	占用物件 の 構 造				
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	添付書類				
復旧方法						
掘削面積	長さ (m)		幅 (m)		面積 (m ²)	
備考						

記載要領

- 「許可申請・協議」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規・変更」については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番又は住居表示まで記載すること。占用が2以上の地番又は住居表示にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請・協議にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

様式第4号及び様式第5号を削る。

様式第3号中

「
道路占用、掘削許可書
新 規
番 年 月 日 号
」を

「
道路占用許可書
新 規
変 更
更 新
番 年 月 日 号
」に、

「復旧費」を「路面復旧費」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号の2中「(第4条の2関係)」を「(第4条の2、第6条関係)」に、

「
電線共同溝占用(変更)許可申請書
新 規
変 更
更 新
年 月 日
」を

「
電線共同溝占用許可申請書
新 規
変 更
番 年 月 日 号
」に、
年 月 日

「申請者 住 所 氏 名」を「申請者 住 所 氏 名 ④」に改め、

同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「届出人 住 所 氏 名」を「届出人 住 所 氏 名 電話」

④に改め、同様式を様式第5号とする。
」

様式第7号中「届出人 住 所 氏 名」を「届出人 住 所 氏 名 電話」

④に、
」

「
占 用 目 的
占 用 場 所
場 所
面積等
」を

「 占 用 目 的					
占 用 場 所					
占 用 面 積 等	長さ	幅	口径	面積	

に、

「 廃 止 年 月 日					
-------------	--	--	--	--	--

」を

「 廃 止 年 月 日					
廃 止 理 由					
備 考					

に

」

改め、同様式を様式第 6 号とし、様式第 8 号を様式第 7 号とする。

様式第 9 号中「申請者 住 所
氏 名」を「申請者 住 所
氏 名 電 話

㊤ に改め、同様式を様式第 8 号とし、様式第 1 0 号を様式第 9 号とし、同様式の次

に次の 2 様式を加える。

様式第10号 (第22条関係)

道路自費工事等変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電 話

次のとおり申請します。

承認年月日及び番号		
変	工事の目的	
	工事の場所	
更	路線名	
	工事面積等	
事	工事期間	
	工作物、物件又は施設の構造	
項	工事の実施方法	
変更理由		
備考		

様式第 1 1 号 (第 2 2 条関係)

道路自費工事等完了届

年 月 日

小田原市長 様

届出人 住 所
氏 名 ㊟
電 話

次のとおり届け出ます。

承認年月日及び番号	
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 別	
工 事 施 行 期 間	
施 行 状 況	
添 付 書 類	
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第5号

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則（平成11年小田原市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を削り、「第3条～第9条」を「第2条～第6条」に、
「第2節
第3節
指定工事店の義務等（第10条～第12条）
処分等（第13条・第14条）」を「第2節 指定工事店の義務等（第7条～第10条）」に、「第15条～第22条」を「第11条～第15条」に、「第2節 責任技術者の義務等（第23条・第24条）
第3節 処分等（第25条・第26条）」を「第2節 責任技術者の届出等（第16条・第17条）」に、「第27条～第30条」を「第18条～第21条」に改める。

第1条の見出しを削る。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「指定」を「指定（条例第5条の2第1項に規定する指定をいう。以下同じ。）」に改め、第2章第1節中同条を第2条とする。

第5条中「指定を受けようとする者」を「条例第5条の2第1項の規定による申請」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第8号中「責任技術者試験合格者等との」を「条例第5条の10第1項各号のいずれかに該当する者（以下「責任技術者試験合格者等」という。）との」に改め、同条第9号イ中「更新講習」の次に「（条例第5条の10第1項第1号に規定する更新講習をいう。以下同

じ。)」を加え、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条第1項中「、指定工事店」の次に「(条例第5条に規定する指定工事店をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「き損した」を「毀損した」に、「のき損」を「の毀損」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第9条第1項中「指定工事店は、前条に規定する有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするとき」を「条例第5条の2第3項の規定による申請」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1号中「排水設備工事」の次に「(条例第5条に規定する排水設備工事をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号中「責任技術者」の次に「(条例第5条の8に規定する責任技術者をいう。以下同じ。)」を加え、第2章第2節中同条を第7条とする。

第11条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第5条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第11条第2項を次のように改める。

2 条例第5条の5第1項の規定による届出は、小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店異動届出書(様式第9号)に指定工事店証及び市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項の変更の届出の場合には、指定工事店証を添えることを要しない。

第11条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 条例第5条の5第2項の規定による届出は、小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店廃止・休止・再開届出書(様式第10号)により行うものとする。

第12条を削る。

第2章第3節の節名を削る。

第13条を削る。

第14条第1項中「第11条第3項」を「前条第3項」に改め、同項第2号中「前条」を「条例第5条の6」に改め、同条を第9条とし、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(指定等に係る告示事項)

第10条 条例第5条の7の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定工事店の名称又は氏名
- (2) 当該指定工事店の所在地
- (3) 指定をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 排水設備工事の営業の廃止、休止又は再開の届出の受理をした場合にあっては、当該廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 指定の効力を停止した場合にあっては、その期間

第15条及び第16条を削り、第3章第1節中第17条を第11条とする。

第18条中「登録を受けようとする者」を「条例第5条の9第1項の規定による申請」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第12条とし、第19条を第13条とする。

第20条第2項中「き損した」を「毀損した」に、「のき損」を「の毀損」に改め、同条を第14条とする。

第21条を削る。

第22条第1項中「責任技術者は、前条に規定する有効期間満了後も引き続いて登録を受けようとするとき」を「条例第5条の9第3項の規定による申請」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第15条とする。

「第2節 責任技術者の義務等」を「第2節 責任技術者の届出等」に改める。

第23条を削る。

第24条中「責任技術者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに」を「条例第5条の12の規定による届出は」に、「市長に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条各号を削り、第3章第2節中同条を第16条とする。

第3章第3節の節名を削る。

第25条を削る。

第26条第1項第2号中「前条」を「条例第5条の13」に改め、同条を第17条とする。

第4章中第27条を第18条とする。

第28条第1項中「第5条」を「条例第5条の2第1項」に、「第9条第1項」を「同条第3項」に改め、同条を第19条とし、第29条を第20条とし、第30条を第21条とする。

様式第1号中「(第5条、第9条関係)」を「(第3条、第6条関係)」に改める。

様式第2号中「(第5条、第18条、第22条関係)」を「(第3条、第12条、第15条関係)」に改める。

様式第3号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「(第5条、第9条関係)」を「(第3条、第6条関係)」に改める。

様式第6号中「(第6条、第9条関係)」を「(第4条、第6条関係)」に改める。

様式第7号中「(第7条、第9条、第11条、第14条関係)」を「(第5条、第6条、第8条、第9条関係)」に改める。

様式第8号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に、「・き損」を「・毀損」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「(第11条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第11号中「(第18条、第22条関係)」を「(第12条、第15条関係)」に改める。

様式第12号中「(第19条、第22条関係)」を「(第13条、第15条関係)」に改める。

様式第13号中「(第20条、第22条、第24条、第26条関係)」を「(第14条～第17条関係)」に、「き損した」を「毀損した」に、「遅滞なく」を「速やかに」に改める。

様式第14号中「(第20条関係)」を「(第14条関係)」に、「・き損」を「・毀損」に、「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第15号中「(第24条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第6号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年小田原市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「105, 290円」を「165, 150円」に、「57, 190円」を「70, 790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 650円」を「82, 580円」に、「28, 600円」を「35, 400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。